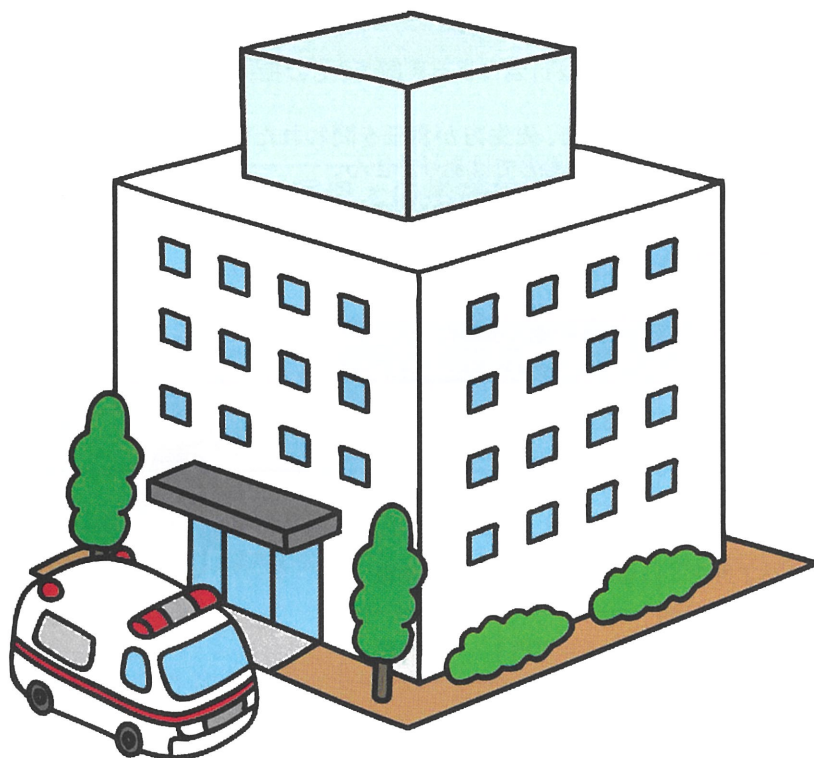


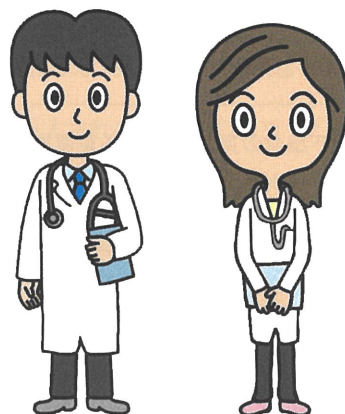
勤務医師賠償責任保険制度のすすめ

(正式名称: 医師賠償責任保険)



団体割引
20%適用!!!

※ 本契約にご加入できるのは京都府立医科大学学友会の会員の勤務医の先生個人に限ります。



保険期間および中途加入について

保険期間: 令和5年4月1日午後4時から令和6年4月1日午後4時まで

募集期間: 令和5年3月17日(金)を目途にお手続きをお願いいたします。

中途加入: 随時可能です。補償の対象となる期間は、加入依頼書が到着し、保険料が着金した日の翌日午前0時から令和6年4月1日午後4時までとなります。

医師賠償責任保険とは

医療業務を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して、患者が死亡したり、後遺障害が発生したり、身体症状が悪化したことについて、勤務医師の先生方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

医師賠償責任保険の内容

1 保険金をお支払する場合

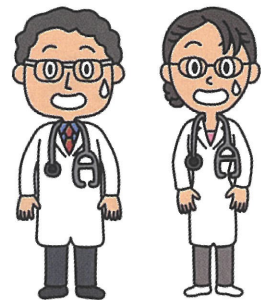
ご加入された先生方が日本国内で行った医療行為が原因となって患者さんに身体の障害(死亡を含みます。)を与え、保険期間中にその障害が発見された場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

ここでいう医療行為には、次のものを含みます。

- ①ご加入された先生の直接指揮監督下にある看護師等が行った医療行為による事故で、その指揮・監督責任を問われた場合(保険会社が看護職に対し、代位求償する場合があります。)
- ②常勤の病院のみならず出張診療等における医療行為による事故で、先生方が責任を問われた場合
※ただし、いかなる場合も病院の責任を肩代わりしてお支払いするものではありません。

【ご参考】医療訴訟における高額賠償事例

概要	患者	損害賠償額	判決
糖尿病性ケトアシドーシス発症患者の管理・治療上の過失による重度後遺障害	14才男性	1億8,872万円	千葉地裁
分娩時の急速遂娩義務違反による新生児脳性麻痺	0才男児	1億3,933万円	名古屋地裁
くも膜下出血の見落としによる重度後遺障害	28才男性	1億5,908万円	大阪地裁
ギラン・バレー症候群の見落としによる重度後遺障害	20代女性	2億3,000万円	盛岡地裁



2 被保険者(この保険の補償の対象となる方)について

この保険の被保険者は京都府立医科大学学友会会員の勤務医の先生個人でご加入を申し込まれた方です。

＜ご注意＞

- 病院自体が医師賠償責任保険に加入している場合、この勤務医師賠償責任保険との関係は以下のようになります。まず、病院としての法律上の責任を検討し、病院を窓口として患者側との交渉・解決を図っていただきます。その上で、勤務医師個人への責任追及があれば、この保険が対応します。患者側から勤務医師個人への責任追及がなされた場合であっても、病院と相談して前記のように病院中心の解決を図ってください。
- 勤務医の方が開業される場合には別途契約の再締結が必要です。事前に取扱代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、保険金をお支払いできなくなる可能性がありますのでご注意ください。

(1)一般勤務医師【2021年度より新タイプ追加】

タイプ	医療上の事故の場合			年間保険料
	支払限度額		免責金額 (自己負担額)	
	対人1事故につき	対人保険期間中		
1	100万円	300万円	0円	4,010円
2	3,000万円	9,000万円	0円	24,000円
3	5,000万円	1億5,000万円	0円	28,800円
4	1億円	3億円	0円	40,660円
5	2億円	6億円	0円	51,570円
S	3億円	9億円	0円	62,480円

(2)歯科勤務医師

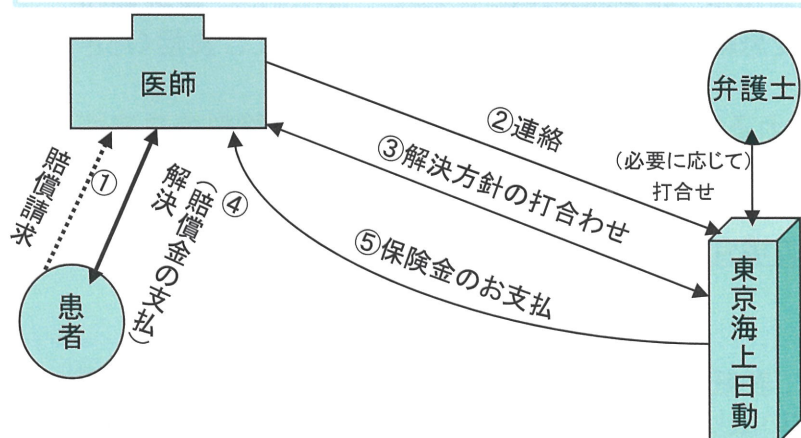
タイプ	医療上の事故の場合			年間保険料
	支払限度額		免責金額 (自己負担額)	
	対人1事故につき	対人保険期間中		
6	5,000万円	1億5,000万円	0円	4,290円
7	1億円	3億円	0円	5,410円

* 中途加入の際には、保険料を算出いたしますので、橘井会にご連絡ください。

* 日本医師会のA①またはA②会員になっている方は、既に日本医師会医師賠償保険にご加入されておりますのでタイプ1のみにご加入いただけます。

事故が発生した場合の手続き

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容について、書面で取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社にご通知ください。事故発生連絡が遅れた場合には保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。



●この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますのであらかじめご承知置きください。なお引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

●賠償金等のお支払いに際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要となります。

【事故時の連絡先】

東京海上日動火災保険(株) 京滋損害サービス部 Tel. 075(241)1169 Fax. 075(241)9091

グレーの部分のみご記入下さい。

5 ご加入方法

(1)『新規のご加入の方』『継続で口座振替制度をご利用でない方』

●同封の振込依頼書(加入依頼書)に必要事項をご記入いただき、ご署名ご捺印の上、募集締切日までに着金するようお振込みください(大変恐縮ですが、振込手数料はお客様にてご負担くださいますようお願いいたします。)

●また、次年度も引き続きご契約をご希望される方には、ご加入手続きが簡便な保険料の口座振替制度がございますので、同封の口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、返送用封筒にてご返送いただきますようお願いいたします。

※次年度以降口座振替制度を利用ご希望の場合でも、令和5年度分については振込依頼書(加入依頼書)でのお手続きが必要です。

(2)『継続で口座振替制度をご利用の方』

口座振替制度をご利用の方につきましては、表紙に記載の募集締切日までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

お支払いする保険金および 保険金のお支払い方法

(1) 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等

③ 緊急措置費用

被保険者が損害の防止軽減のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等に要した費用

④ 損害防止軽減費用

被保険者が他人から損害賠償をうけることができる権利の保全・行使等のために支出した必要・有益な費用、および既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用

⑤ 協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用

(2) 保険金のお支払い方法

● 上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

● 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合はこの保険の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ③ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ④ 名誉き損または秘密漏えい起因する賠償責任
- ⑤ 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- ⑥ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑦ 日本国外で行われた医療業務に起因する賠償責任
- ⑧ 医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物の所有、使用、または管理に起因する賠償責任
- ⑨ 所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任 等

ご加入の際のご注意

告知義務:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)

通知義務:ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご加入の住所等を変更した場合にも、ご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

保険金の分担:この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

加入者証:加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後1カ月を経過しても加入者証が届かない場合には保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

〈先取特権について〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)(について先取特権を有します(保険法第22条第1項))。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

*保険契約者が個人等以外のものである保険契約者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)(が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

(1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

(2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。

(3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

この保険は、京都府立医科大学学友会を保険契約者とし、同会会員を被保険者とする医師賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は京都府立医科大学学友会が有します。

このパンフレットは医師賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款、医師特別約款に基づく契約)の内容についてご紹介したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

(取扱代理店) 京都府立医科大学学友会内
東京海上日動火災保険代理店 有限会社橘井会

〒602-0855 京都府京都市上京区西三本木通荒神口下上生洲町197-1

TEL 075-231-0067 FAX 075-256-0571

(引受保険会社)
東京海上日動火災保険株式会社

担当課: 京都支店営業課

〒600-8570 京都府京都市下京区四条富小路角

TEL 075-241-1156 FAX 075-241-2465

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料
有料

※取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。